

# 第1回歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会議事要旨

1. 日 時：平成15年5月12日（月）16：30～18：30

2. 場 所：内閣総理大臣官邸3階南会議室

(議事次第)

- (1) 開 会
- (2) 官房長官あいさつ
- (3) 委員紹介、委員との意見交換
- (4) 研究会の運営、今後のスケジュールについて
- (5) 国立公文書館を巡る諸問題について
- (6) 公文書館の現状と課題について
- (7) 意見交換
- (8) 閉 会

江利川内閣府大臣官房長 それでは、定刻でございますので、ただいまより「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」の第1回の会合を開催させていただきます。

委員の先生方は大変お忙しいところを委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。私は内閣府の官房長の江利川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

この研究会は、福田内閣官房長官から、国立公文書館の充実・強化を真剣に考えるべきであるという強い御指摘がありまして、開催することとなったものでございます。

本日は官房長官、大変お忙しい日程の中ではございますが、時間を割いて御出席をいただきました。初めに官房長官から御挨拶を賜ります。よろしく願いします。

福田官房長官 今日はこの研究会の初会合に御出席をいただきまして、御多用のところ大変恐縮に存じ、また、感謝を申し上げる次第でございます。

ただいま、江利川官房長官からお話しいたしましたとおり、国の公文書、また、公文書に限らずいろいろな形で後世に残すべき資料というものを、完全な形で国として残すということは、今の時代の後世に対する責任だろうと思います。

そういう観点から考えますと、我が国の制度も整備されてきましたが、記録し、残す規

模において、どうもほかの国に比べても少し規模が小さい、制度も十分ではないといったことが感じられるわけでございます。

そういうようなことでございますので、私も以前から、公文書館長にこの問題について真剣に取り組むようにということを、伝えておったわけでございます。

国立公文書館は発足から三十年余が経過したのでありますけれども、最近では欧米諸国はもとより、中国・韓国にも後れを取っているのではないかと懸念もあるのが現状でございます。

一方、近年では行政に対する説明責任が非常に重要視されるようになっておりまして、また、国民もそういうものを利用したいという意識も高まりを見せているということもございまして、この公文書館の役割を見直し、重要な公文書を体系的に保存して、国民が幅広く利用できるような一層の取り組みが必要になってきておるとのことだと思っております。

また、情報技術の急激な発展を踏まえまして、電子記録文書の保存、インターネット閲覧など、新しい手段というものが導入されるようになりまして、新たな課題への対応というものが求められているという現状もございまして。

他方、市町村合併が進む中で、地方公共団体の公文書の保存、活用について、国との連携などを考える時期に来ているのではないかなと思っております。

そういうような状況に的確に対応して国際的にも遜色のない公文書館とすべく、政府として努力していかなければならないというように考えております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの分野での実績と豊富な経験を生かしていただきまして、新しい公文書館制度の構築に向けて御議論をいただきますよう、心からお願いを申し上げます。

以上でございますが、どうかよろしく願いいたします。

(報道関係者退室)

江利川大臣官房長 ありがとうございます。

本日は第1回目の会合でございますので、委員の方々の御紹介を僭越ですが、私の方からさせていただきます。

最初に当研究会の座長をお願いしております高山正也委員でございます。よろしくお願いいたします。

あとの委員の方々は五十音順に並んでいただいておりますので、簡単にお名前だけを順次紹介させていただきます。

加賀美幸子委員です。

加藤陽子委員です。

小谷宏三委員です。

後藤仁委員です。

三宅弘委員です。

山田洋委員です。

それから、オブザーバーとしまして、菊池光興国立公文書館長にお越しいただいております。

菊池オブザーバー 菊地でございます。大変お世話になります、よろしく申し上げます。

江利川大臣官房長 委員名簿はお手元の資料1に出しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

それでは、これからの研究会の進行は高山座長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

高山座長 それでは、座ったままで進行させていただきます。高山でございます。本日は御多用のところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。御指名でございますので、これから皆様方の御協力をいただきまして、今、官房長官のお話にございましたように、大変重要な任務を帯びる研究会でございますが、その座長と申しますか、進行役を務めさせていただきたいと思っておりますが、そのためには皆様方の御協力が何より必要でございますので、よろしくご協力の程、お願ひいたします。

今日は御多忙の中、官房長官に御参加いただいておりますが、お時間の関係がございますので、最初に委員の方々の自己紹介を兼ねて、併せて一言でも二言でもコメントを付け加えるという形で2、3分程度でお願いをしたいと思っております。

順序につきましては、一応五十音で、加賀美委員からお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

加賀美委員 最初で恐縮しておりますが、加賀美でございます。よろしく申し上げます。

私は千葉市の女性センターの館長職を預かっております。2年前にNHK、日本放送協会を退職いたしました。番組はそのまま担当してありまして「NHKアーカイブズ」あるいは「ラジオ深夜便」「古典購読」=今は『紫式部日記』を全編、今年1年かけて通読いたします。また、全国規模の「短歌スペシャル」「俳句スペシャル」などの番組のほか、現役で仕事をしております。

また、今週は大阪放送局制作の貴重な文書の残る冷泉家をテーマにした番組を担当します。

女性センターの仕事と放送の仕事と大変ではないかとか、あるいは半々ではないかと思われるかもしれませんが、大変は大変なんです、もし半々でしたら、これは両方に対して大変失礼ですので、半々などと考えたことはなくて、いつも100%で仕事をしてきているつもりです。何でも、どんなことでも、底で結び合っていますから、相乗作用で仕事ができると信じて、全て仕事に当たっています。

公文書と、放送での映像とは明らかに違いますが、なおかつ、私自身は公文書のことに関しては、まだ勉強不足であります、映像については、長く仕事をしてきました。更に『NHKアーカイブズ』の仕事も4年目に入りました。放送の映像には、まさにその時代の人々、暮らし、時代の風も含めて、収められております。その映像をどう保管し、保存し、活用するかということは、私自身、今担当している『NHKアーカイブズ』の番組を通して、日夜考え続けているという状況なのであります。

映像と文書は違いますけれども、やはり底で結び合っていると考えておりますので、この委員会もそういう意味で相乗作用を信じ大事に参加させていただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

高山座長 ありがとうございます。次に加藤委員、よろしくお願いいたします。

加藤委員 私の専門は戦前期の、1930年代の外交と軍事というものですので、どうしても首相官邸と言いますと、五・一五、二・二六の日本間という感じが思い出されまして、恐らくこの研究会に呼ばれましたのは、公文書館の利用者として、特別展がなくとも、日々文書を見せていただいている側の立場として、何か言えることがあるかということで呼ばれたんだと思っておりますので、そのたけその立場を貫きたいと思えます。

先ほど官房長官の方から国民の利用を広くとおっしゃられたのは非常に印象に残っております、例えばアメリカでもナショナル・アーカイブズというのは遠い存在ではなくて、先祖探しと言いますか、まさにセンサスで、祖先の船の名前を見るとかたくさん来られます。

日本の場合、国立公文書館というときに、専門の歴史家だけが行くという形ではない形で、何かできないかなということも考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

高山座長 ありがとうございます。

それでは、小谷委員、よろしくお願いします。

小谷委員 上野から東北線で参りますと、久喜という駅がございますが、その久喜市は公文書館を持っている地方都市でございます。そこから15分ほど行ったところに私の大学がございます。

実は私、10年ほど前まで役人をやっております、内閣法制局とか総理府賞勲局あるいは恩給局と、割合文書の中に埋まって仕事をした方なのでございます。役人は本能的に自分たちと自分の2、3世代後の後輩まではどんな文書が要るのかというのは本能的にわかっているはずなんです、それを国民にどう利用してもらうかとか、100年、200年後の後世に何を残すべきかというトレーニングはまだされていないような気がいたします。諸先生の驥尾に付して勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

高山座長 どうもありがとうございました。

それでは、後藤委員、お願いします。

後藤委員 今は神奈川大学におりますが、その前、神奈川県立公文書館の館長をしばらくやらしてもらっていました。そのころから夢があるんですが、4年に一遍、オリンピックの年に世界中の公文書館の関係者が集まって国際会議が開かれるんですが、1996年は北京で、2000年がスペインのセビリア、来年はウィーン、その後マレーシアが2008年に立候補しているということなんですけれども、私の夢というのは、この会議を是非日本へ招致したいということなんです。サッカーのように、韓国との共催でも構わないんですけれども、そう考えておりましたら、このところ政府の方でも本腰を入れて国立公文書館について考えていただくと。官房長官にも国立公文書館を視察していただいているということです。こういう会議も開いていただいているので、私の夢も幻に終わらないで、正夢になるかなと期待しながら参りました。よろしくお願いいたします。

高山座長 ありがとうございます。

それでは、三宅委員、よろしくお願いいたします。

三宅委員 私の方は情報公開法の立法運動にかかれこれ20年近く関わらせていただきまして、お陰様で法律を有効に使えるような状況になりましたが、当時から残された課題だということ、文書管理の問題として、文書管理法のようなものがどうかという議論をしたことがあって、それは4年後の積み残しの課題ということで、恐らく来年また具体化される問題になると思いますので、そういうことに向けてずっと文書管理について関心を持ってまいりました。

先ほどアメリカのナショナル・アーカイブズの話が出ましたけれども、私も国会議員の

先生と十何年か前にアメリカに行ったときにパスポートだけを持ってふらっとアーカイブズに入って、それでIDカードをつくってもらって、それでコンピュータで検索して、日米の通商交渉の歴史についての文書がありませんかという、すぐ検索してくれるということとか、歴史学者が夏休み何十日もアーカイブズに通い詰めて、勿論、お昼はその食堂で食事をしながら、南北戦争のころの資料をたくさん見ているという話をやりとりした記憶を思い出しました。日本でもそういうようなことがあると、まず最初にアーカイブズに行っているんなデータを見ながら、それからまたいろいろなところに自治体とか、そういうところに手足を伸ばしていくというデータの収集の仕方ができると、いいなと思ったことがありました。是非日本でもそういうことができ、特にアジアの人たちが来るようなアーカイブズが是非できればなと思います。

山田委員 一橋大学の山田でございます。行政法学を専門としております関係上、人並みに昔は情報公開の話などについては興味を持って少し勉強したり、地方公共団体の情報公開制度などに関わったりなどしていた時期もあるんですが、最近は余り情報公開の勉強もしていませんので、何しにここに来ているのか、何のお役に立つのかというのはこれから考えていかなければならないのではないかと思います。

とにかく、今、情報公開につきましては、三宅先生もそうですが、専門家の方が山ほどいらっしゃいますので、さて、どうしたものかと思っております、最近は大体環境法とかの勉強をしていることが多いわけでありまして、環境法などを勉強しておりますと、我々の世代というの、後世の世代にいろんなつけを回しているなという気がいたします。廃棄物の話でもそうですし、化学物質の管理などの話でもそうですし、あるいは地球温暖化の話でもそうですし、いろんなつけを回しているわけでありまして、そういう意味から言いますと、後世の世代に対する説明責任というのは極めて重いのではないかという気がいたします。

残すべきものを残さないで、ろくなものは残さなかったという非難を受けないように何らか考えなければいけないのではないかという気もしております。

大いに勉強させていただきたい思います。よろしく願いいたします。

高山座長 ありがとうございます。

最後に私の方から自己紹介をさせていただきますが、高山と申しまして、慶応義塾大学の文学部に図書館・情報学という専攻がございますが、そこで主として図書館の運営について勉強させていただいております。そういう面で、ここには情報公開であるとか、あるいは行政文書についての御専門の先生方がたくさん集まっておりますが、ちょ

っとそれとは違う角度からこの勉強会に参加させていただきたいと思います。ただ、図書館と文書館というのは本来、根は一緒なんです。図書館というのは現在では出版物という、コピー、複製したものを中心に扱っております。文書館というのは原本、オリジナルの文書を扱うという違いだけで、極端なことを言えば、グーテンベルグ以来分かれてきたということになるわけですが、図書館学の初步の授業をやりますときに、いつも学生に申しますのは、世の中を人間の体にたとえてもらったときに、図書館とかアーカイブズ、これは何かというと、人間の体で言うならば脳のメモリーに相当するものだ。それがしっかりしていないと、すべての知的な活動はうまくいかないのではないかという話をすると、それなりにわかってくれるということがあるんですが、そういう面で昨今では随分改善はされてきたんですけども、図書館にしる、あるいは文書館にしる、更には、ここには御専門の方はいらっしゃいませんけれども博物館、こういう一種の情報資源を蓄積していくという、社会的な情報資源の蓄積の制度、あるいは組織というものが、日本ではいまひとつ、西欧諸国に比べて立ち後れたということがあったかと存じます。

それはそれでまたいろんな事情もあったわけですが、それを逆手に取っての日本人の器用さとか、すぐれた面というのが出てきている面もあるわけですが、今回のこの研究会、特に歴史的な公文書をきちんと保存して、だれでもが利用できるようにしていくということは、大変大事なことだと思っております。

そのためには、1つは、後世への説明責任という形で語られましたけれども、そういう責任をどう取るかということと同時に、どこに、どういう関係の文書があるかということがわかるシステム、情報資源へのアクセスをする体制をどのようにつくっていくか、これも大変大事ではないかと考えております。

その面で、それぞれの御専門の先生方の御意見等を伺いながら、本研究会の成果を出してまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上でひととおり各先生方から御発言をいただいたんですが、官房長官にあと2、3分はいていただけたらと思いますから、是非この機会に、これだけは言い残したんだけれども、聞いていただきたいということがございましたら、何かおっしゃっていただけたらとありがたいと思います。

館長の方から何かございましたら。

菊池館長 私は後ほど、もう少し時間をちょうだいして御説明をさせていただきますので、せっかく官房長官がおられるわけですから、官房長官の方から。

福田官房長官 公文書館としてどんなものを持つべきかというイメージですね。それを

皆さん方は、お持ちだと思っんですけれども、どんなもんでしょうか。

高山座長 お答えになるかどうかわからないんですけれども、イメージとして、あるべき公文書館というものを考えましたときに、公文書館であれ、私がやっております図書館であれ、基本になるのは人、専門職ではないかなと思います。専門職がいてこそ文書館も適正に機能するので、そういう人たちをきちんと育て上げていく体系的な養成のシステムというのが、日本の社会でも必要ですが、これは比較的未整備のままで来たということです。専門職がないことが図書館とか博物館ですとか文書館という情報資源蓄積制度がうまく機能しなかった原因の1つになるのではないかと考えております。

福田官房長官 人の養成ということもあるんですが、卒業すれば就職となります。専門家として就職先があるかないかということも問題ではないでしょうか。そういう意味においては、雇用機会をつくるということになるんですけれども、人の問題、それから設備の問題、ネットワークの構築の問題、いろいろ総合的に推進していく必要があり、1か所だけ伸びるという形でないことが望ましいと思います。

高山座長 人の養成の制度で今、長官が御指摘になりましたように、学部で養成して職場での経験を通してずっと専門職に育っていくというのが20世紀までの日本の一般的な形であったかと思うんですが、多分これからはそういう形を取らないのではないかなと思います。欧米型のように既にその仕事に入っていて、その人たちがさらなる能力のスキルアップをできる養成の体制をつくっていかなければいけないのではないかなと考えているわけでございます。

学部の段階で広く浅くその後の基盤となるということで勉強していただく。仕事についてそれぞれの状況がある程度わかって、ある仕事の部分の責任を持つことになった人たちがさらなるスキルアップを図っていくという教育システムになりますと、今までとは違ってそれなりの問題意識を持って効果のある学習もできていくのではないかと考えております。

福田官房長官 もう一つの電子化ということですね。例えばアメリカのワシントンのナショナル・アーカイブズ、あそこは先生方も御指摘になりましたけれども、私も20年くらい前に行ったことがあります、圧倒されて帰ってきたことがあります。ああいうような大きな施設があって、そこに行けば何でもわかるという部分もあるけれども、例えばインターネットなどで、自宅や研究所にいてすべてが入手できるという体制というのは、これもまた将来は必要なんだろうね。そういうことを目指してやらないといけないのではないかなというように思います。



こういったものをイメージするかというと、両面考えていかなければいけないというようなことではないかと思えます。

ただ、例えば映像などは勿論、インターネットなどでもいいんですけども、あそこに行って実物の公文書を見てくることの必要性というか、現物を見れば非常に感銘を受けるというものもあるんだろうと思えます。そういう場も必要でしょうし、かつ電子化といったように両面を考えなければいけないだろうと思えます。

加賀美委員 その場合、広く、あまねく出来る限り、多くのことを大事にするのでしょうか？何が大事かということをつきつめて考えていかなければと思うんですが、先のことを考えたり、その他、様々なことを考えたら、それはもう収拾がつかないくらい見えにくいことですけども、この時代には何を大事にして残そうとしたのかということも含めて、次の世代へのメッセージ、あの時代はこんなことを大事にしたのか・・・ということも、分かるのですから、今、何が大事かということをつきつめれば良いと思うのです。

福田官房長官 公文書として保存しているもの、国が保存している資料が、これが例えばいわゆるこういう書類だけではないものもあるんだろうと思えます。実際に私がワシントンのアーカイブズに行った理由は、私は群馬県の出身ですけども、群馬県が戦争で焼かれたんです。その光景を、戦争の終了前に全部空中写真に写しています。その写真が全部保存してあるんです。都市の名前で言いますと、すぐ出てくるんです。都市ごとの戦災状況というものが一目でわかる。別にお役所の人が利用するとか、そういうことでない一般の人が、そういうものは必要とする場合も随分多いんだろうと思えます。むしろそっちの方が多いかもしれない。自分の町がこういうふうになってしまったということを、ワシントンにある資料だけでも群馬県の人是一人ひとりがそういうことを感じられる。いろんなことを考えるというきっかけにもなるわけですから、そういう意味においてはあらゆる資料を集めなければいけないということにもなるんです。だけれども、それでは際限がなくなりますから、その限度をどうするかといったようなことも当然考えなければいけないわけです。

三宅委員 文書の収集の基準みたいなものを明確に出さないと、例えば国立公文書館法とか、お話のきっかけになったので言うと、裁判所の文書などを国立公文書館に移管するんだということで、法律も確かできたはずですけども、裁判所とほとんど連携も取れていないようですし、どういう形で現用でなくなった文書を移管するかというところが、なかなかスムーズではないような気がします。

高山座長 議論が本格化し始めたんですが、官房長官の時間がそろそろ御予定があたり

になるようでございますので御退席になります。今日はお忙しいところありがとうございました。これからよろしく御支援のほどお願いいたします。

福田官房長官 本当にありがとうございます。よろしく願いをいたします。期待をいたしております。

(福田官房長官退室)

高山座長 それでは、本日の会議の進め方について、若干御説明を申し上げておきたいと思えます。この後、菊池国立公文書館長から国立公文書館に関わるさまざまな諸問題について御説明をお願いすることになっておりまして、それに引き続きまして、事務局、これは内閣府の企画調整課をお願いしておりますが、そちらの方から公文書館制度の現状と課題について、これはお手元にお配りをいたしました資料に沿って御説明を申し上げます。

その後、先生方の自由な意見交換、あるいは問題の提起をしていただければと考えておりまして、これから18時30分ころまでお時間をちょうだいして会議を進めさせていただきたいと存じます。

それでは、菊池館長の御説明に先立ちまして、事務局の方から配布されております資料の御説明をお願いいたします。

宮城企画調整課長 事務局の宮城でございます。まず、最初に配布している資料の確認をさせていただきます。一番最初、資料の会議次第の下に配布資料として資料1、研究会の皆様方、委員の名簿でございます。

それから資料2が、研究会の運営規則、これから御説明いたします。

資料3が、今後のスケジュールについて案でございますが、資料4が「公文書館制度の現状と課題」ということで、後ほど私の方で御説明を申し上げる資料です。

このような形で資料5としての資料集を入れてございます。

最後に資料6として、研究会の設置についての紙がございます。不備がございませんかどうか御確認をいただきたいと思います。

それでは、運営規則の方の取り扱いについて私の方から御説明をさせていただきます。

資料2をごらんいただきたいと思います。「1.研究会の運営」でございますが、運営については「この規則の定めるところによる」ということでございまして、「2.議事」でございますが、(1)で「座長が出席した上で開会をする」。

「(2)議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長が決する。

(3)座長は、座長の職務を助けるため、委員の中から座長代理を指名することができる。座長代理は、座長の命により、座長の職務を代理することができる」ということ。

「3. 書面による意見の提出」は、出席できない委員の方については、座長を通じまして「書面により意見を申し出ることができる」という規定でございます。

これが一番重要なんでございますが、「研究会は原則として非公開」といたします。ただし、発言者の方のお名前も付した形で議事要旨という形で公表させていただきたいと思っております。ただ、事前に議事要旨については、皆様方に御配布いたしまして、公表前にはチェックをしていただきます。

それから、今、お手元でございます配布資料、よほどのことがない限り速やかに公表ということで、会議が終わりますれば、プレスの方には自動的に流れるという形、あるいはインターネットで公表するという形を取りたいと思っております。

運営規則は以上でございます。

資料3で「今後のスケジュールについて(案)」でございます。委員の皆様方に事前にお会いしたときに一応のスケジュールはお話ししてあるかと思っておりますけれども、今後のスケジュールとして、2段階の形になるのでございますが、7月下旬までは基本的に人材の面、あるいは閲覧等情報技術の活用ですとか、地方との連携とか、直ちに取り組むべき課題について御議論をいただきまして、7月下旬までに中間とりまとめを行いまして、我々として16年度の概算要求の中に盛り込みたいと思っておるということが第1点でございます。

第2点目は、10月の下旬まででございますけれども、公文書館の移管制度の在り方、あるいはもう議論が出てございますけれども、書類のデジタル化への対応、あるいは公文書館の体制整備と言った中長期的な制度論、あるいは法制面での問題についても、この研究会で御議論をいただきまして、中間とりまとめと併せて報告書を取りまとめていただきたいと思います。

私の方からは以上でございます。

高山座長 ただいま事務局の方からこの研究会の運営規則、これは資料の2についてありますが、これについての御説明と、資料3についての今後のスケジュールということで、2点の御説明がございましたが、一応細かく分けまして、最初の資料2にあります会の運営規則について、何か御意見等ございましたら承りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

三宅委員 確認ですけれども、議事要旨というのは、できる限り発言したものを発言の形で順序立てて再現していくというような形のものとして理解してよろしいですか。

宮城課長 基本的には議事録を起こした形で委員の先生にお配りをします。その中で

よっここはというんであれば、修正については委員の先生方の御自由にできるように議事要旨としてありますので、そこはまさに各委員の方々にお任せしたい。我々としては、原本は議事録の形で詳しく皆様方にチェックをお願いしたいと思います。

高山座長 今の点、ほかの委員の方々もよろしゅうございますか。

ほかには運営規則、議事要旨については今、三宅先生の方から御発言がございましたが、ほかにはございませんでしょうか。

特になければ、今、三宅委員の方から御確認があった形での議事要旨を作成して、各委員のお名前を含めて公開するという線でまいりたいと考えます。

それから、もう一つは、ただいまの運営規則の中にございます議事のところでございますが、私、ともかく進行がおぼつかないということもございますので、私をお助けいただく方を是非決めておきたいと思いますが、いきなりの御指名で恐縮でございますが、後藤先生に座長代理をお願いできれば大変ありがたいと思いますが、いかがでございましょうか。

後藤委員 大変僭越なんですけれども、補佐ということでやらしていただきたいと思えます。

高山座長 よろしく願いいたします。ほかの委員の方々の御承認をいただければ大変ありがたいと存じます。よろしく願いいたします。

一応研究会の運営規則についてはそういうことでお認めいただいたということにいたしまして、次に今後のスケジュールでございしますが、2つございまして、これは資料3でございします。7月下旬までに月1回または2回のペースで研究会を開催していった中間とりまとめを行って、16年度の概算要求に間に合わせる。

それから、10月下旬までに、夏以降ということになると思いますが、諸外国との比較を行って、さまざまな公文書館の移管制度、あるいはデジタル化への問題、公文書館の体制等々、具体的な問題について報告書をまとめるというスケジュールでございしますが、この点についていかがでございしますか。

特に御意見がございませんようでしたら、本日の段階ではこのスケジュールを御承認をいただいたものといたしまして、また、議論の展開次第によっては適宜修正を加えてまいりたいと考えております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、ここで本日オブザーバーで御出席いただいております国立公文書館の菊池館長の方から、さまざまな諸問題について御説明をいただければありがたいと思います。

菊池館長 オブザーバーとして出席をさせていただきます。出席をさせていただきます

というよりも、先ほどの官房長官のお話にもございましたように、中心的な課題としては、我が国立公文書館をどういう形にしていくのかというところが非常に大きいところでございます。

そういうことで、先生方に御議論いただくに当たりまして、ある意味で言いますと俎板の鯉という気持で参加させていただきます。また、必要な情報、実態はどうなっているんだということについては、極力私どもの手の内にあるものについては、繰り言なく議論の素材に提供させていただくのが私の立場であるという理解の下に参加させていただきますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。是非忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。それでは座らせていただきます。

私ども国立公文書館、昭和46年7月に設立されてから今年で32年になります。その間、館の組織、業務を取り巻く環境というのは大きく変わってまいりました。大変遅ればせではあったんですが、昭和62年に今は亡き岩上二郎先生の議員立法によりまして、公文書館法ができました。これによりまして、公文書館というのは、国・地方を問わず、公文書館というのは何をやるべきか。歴史公文書を保存して、それを利用に供するための施設だということで、きちっとした責務、位置づけがされました。

それから、平成11年、これもずっと遅れてですけども、国立公文書館法というのが施行されまして、これの中には先ほど三宅委員からもお話がございましたが、単に行政府の文書のみならず、他の国の機関、すなわち立法府、あるいは司法府の記録というものも国立公文書館で保管、あるいは保存利用に供することができるという形の規定も設けられたわけでございます。

それに加えまして、独立行政法人という形で一昨年の4月1日から、総理府の施設等機関から、独立行政法人という形の別の法人格を持ったものになったわけでございます。私も館長ということで、従来は総理府事務官という形であったのが、独立行政法人の館長、普通ですと、理事長とかいうような形ですけども、館長ということで、任期を定めて発令されたという形でございます。

それと軌を一にしまして、行政機関の情報公開法が施行されまして、行政機関の情報公開法37条で各省庁が文書管理に関する定めを設ける。それに基づく政令によって保存期間が終了したものについては公文書館に移管する、あるいは破棄する。更に現用文書としての保存期間を延長するという形の定めがされたわけでございますが、これがある意味で言いますと、後ほど申しますが、問題が多いところでございます。

国立公文書館法で言いますと、独立行政法人といたしましては、各省庁と直接協議する

という形ではなく、内閣総理大臣、内閣府を通じて文書の移管についての協議を各省庁とするのが正式な仕組みであります。しかし、実態としては各省庁の文書管理ファイル簿という、70万件にも及ぶような文書の中からどれを移管すべきかという形の移管協議を私も国立公文書館が各省庁の窓口と内々やらなければならないというような大変な作業があるわけでございます。

それから、業務が拡大し、質が拡大してきておりまして、先ほどお話がございましたような専門職員の養成、あるいは文書管理ということについても、各省庁の文書管理担当者の意識というものを向上していかないと、なかなか公文書の保存というものができないということで、各省庁に乗り込んで、文書管理に関する講習会をやったり、説明会をやったりというようなことをやるということで、業務も増えますし、先ほど後藤委員からも官房長官からもありましたけれども、国際的に見た場合の我が国の公文書館というのはどういう状況にあるのかということについて、やはりきちとした形での情報把握、あるいは対応というものが必要だということで、国際対応ということについても、最近はやや意を用いているところでございます。

それから、地方公共団体の設けられます公文書館、文書館、歴史資料館、いろんな名前のものがございましてけれども、そういうところとの連携を強化していかなければいけないということについても意を用いているところでございます。

問題は、中央省庁の改革、あるいは行政情報公開法の施行の下で、公文書館というものが、歴史的に重要性を持つ文書を評価選別して、それを移管を受けて、保存して一般の利用に供していくという責務がありますけれども、各省庁からの移管がスムーズに行われていないという問題がございまして、具体的に言いますと、これは何も昨今に始まったことではございませんけれども、省庁別に見てみますと、あるいは省庁ごとの行政分野ごとに見てみますと、文書が的確に移管されている分野と、ほとんど入ってきていない分野がございまして、継続的、体系的に入ってきているというのは、内閣、内閣府から閣議関係の資料というものは大体きちと入ってきておりますが、ほかの省庁になりますと、必ずしもそういう形ではなくて、まさに従来の慣行で移管されてきたり、当時の窓口の人たちの意識で来たり来なかつたりという形になっております。

それから、公文書館への移管というのは、各省庁との合意が大前提、先ほど申しましたように、行政情報公開法、あるいはそれに基づく政令によりまして、文書の管理については各省庁が定める。それについて破棄するか、保存するか、保存年限をどうするかということについては、一応政令で基本的なガイドラインはあるんですが、それ以外のものにつ

いては、各省庁任せになっているということで、各省からの移管ということについて、直接公文書館からこれは移管すべきだということは正式に言えない形になっている。

それから、各省庁の文書管理についても、実態としても、ばらばらである。先ほどお話がまさに出ましたけれども、文書管理法というものが無いままに、情報公開法というものが施行されたというところに、アメリカなどから比べると順序が逆じゃないかということもあります。

加えて、しからばどういうものを残していくのかということについての、いわゆる鑑定評価をする目利きみたいなことをやってくれるアーキビストというものの絶対量も、層の厚さとしても、足りなくなっている。

それから、デジタル・アーカイブのことを加賀美委員おっしゃいましたけれども、デジタル・アーカイブということよりも、電子政府という形での文書が電子化していくことにどう対応するかという問題と、先ほど官房長官からのお話もありましたけれども、公文書館で所蔵しているものについて、どのような形で利用してもらおうかということについて、インターネット等を通じて画像を送ったりすることができないか。例えば私どもで持っている憲法の原本であるとか、公文書というものをインターネットの中に取り込むことによって、何も東京に来なくても、僻地教育などでも、それを実際に僻地の学校でも使えるじゃないか。この間北海道教育大の先生がお見えになりまして、僻地教育は私のところは一生懸命やっている、岩見沢分校で一生懸命推進しているんだけれども、その面でも公文書のインターネット閲覧などをやってくれたら大変ありがたいということをおっしゃいました。

こういうようなことで、公文書館に求められる責務というのは、非常に広がってきておりますが、今度とも地方公共団体、あるいは諸外国とも手を取り合ってやってまいりたいと思います。

なお、先ほど裁判所の記録の話が三宅委員から出ました。議論の発端になりましたのは、昭和18年以前の民事判決原本、これについては、各大学が持っているものについて、今既に前倒しで移管を受けて、順次私どもの方に入っています。ただ、裁判所で持っている裁判記録としてのものについては、これは最高裁規則で、重要判決については各地裁や最高裁などが自ら保存するという形の規則があるということで、そちらでいくんだという最高裁事務総局の判断があります。では、立法の記録はどうかというと、これも国会図書館とか、衆参のそれぞれの事務総局辺りとの話がなかなか進まないというのが実際の状況でございます。

ごく大ざっぱに言いますと、そういうことでございますが、大きな課題を抱えておりますので、この際、先生方からあるべきビジョン、こういうことでやったらどうかということをお示しいただければ、官房長官も大変熱意を示していただいておりますので、内閣府と内閣府の事務当局とも十分連携を取りながら、少しでも実現に向けて努力してまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしく願います。

高山座長 ありがとうございます。ただいまの御説明について、細かくは後でいろいろと議論を深めてまいりたいと思っておりますが、短い質問で今、聞いておいた方がいいということがございましたら、おっしゃっていただければと思っておりますが、いかがでございましょうか。

なければ、引き続きまして、事務局の方から、お手元の資料に基づきまして、公文書館制度の現状と課題ということで御説明をお願いいたします。

宮城課長 資料4「公文書館制度の現状と課題」について御説明をいたしたいと思っております。

「目次」がございます。今回、私どもとして御説明申し上げたいと思っているのは、大きくは4つのパーツに分かれるわけでございますが、この「1. 我が国の公文書館制度の沿革」でございます。「2.」が公文書館制度の全体像と、地方の現状です。

第3のパーツが、諸外国の公文書館の現状と日本との比較でございます。

4番目として、今、事務方として、公文書館制度の抱える課題だと思われるものを整理した第4番目のパーツになるわけでございます。

それでは、最初に1ページ目をお開きいただきます。

これは沿革でございますので、駆け足で説明させていただきますけれども、そもそも公文書館の発足の契機となりましたのは、昭和34年の日本学術会議、当時は岸総理でございますけれども、「公文書の散逸防止について」という勧告が出されました。

簡単に経緯だけ言いますと、明治以来公文書というものについては、基本的に保存されていなくて、くずとして製紙業者に流出していた。かつ、震災がありました。戦災がありました。文書自体が消滅をしています。官公庁の統廃合もございました。市町村合併もございました。したがって、いろんな書類が廃棄をされています。

片やこれに比べて諸外国では、特にフランスで18世紀から始まるわけですが、公文書館制度が発足をしています。これは別に文明国とかいうことではなくて、発展途上国を問わず、公文書館というものをつくって、公文書というものを保存をしている、公開をしている。それに比べて我が国はということでございます。



日本学術会議が言ったのは、日本の公文書記録については、これを国の責任において保存することが国民に対する責任、責務であると言って、国立公文書館の設置というものを目標として位置づけたというわけでございます。

これを受けまして、昭和38年以降、公文書館の予算を計上いたしまして、昭和46年7月に国立公文書館が発足という形ができたわけでございます。これは総理府の附属機関という位置づけでございます。

役目が3．に書いてございますが「『国の行政に関する公文書その他の記録』の保存利用機関」と、「総理府の所管行政に関し図書管理を行う」、そういうことがミッションであったわけでございます。

そして、2ページ目ですが、公文書館法というのが議員立法でできるわけでございます。これは先ほどお話がありました岩上議員という、この問題に対しての問題意識を持っておられました知事出身の議員の方でございます。茨城県の知事でございます。

そもそも公文書館というものの役目といたしまして、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行う機関というふうにしていくわけございまして、公文書については、「国または地方公共団体が保管する公文書その他の記録」ただし、現実に用いられているという意味での現用の文書を除くという形でございます。

先ほども議論になりましたけれども、専門職員という配置についても、特段に規定をしているわけございまして、「『歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員』を配置」することとしたわけでございますが、ただし、地方公共団体につきましては、なかなか実態とのかね合いがございまして、当分の間、専門職員を置かないということができるといことで、この当分の間が現在まで引き続いているということでございます。

3ページは「国立公文書館法の成立」でございます。これは平成11年でございますが、先ほどお話の出ました民事判決の原本の廃棄問題から端を発して、実は国立公文書館については、既に発足しておったわけでございますけれども、民事判決の原本の問題、要するに行政だけの公文書ではなくて、立法府、あるいは司法を含めた国の機関が保管をする公文書まで問題が出て、それを国立公文書館の方で取り扱うという必要が出たわけでございます。それについては、司法ですとか、立法府の問題ということで、議員立法ということで国立公文書館法というものが成立をしたわけでございます。

この考え方は、以下のところに書いてあるわけでございますけれども、「歴史資料とし

て重要な公文書等の適切な保存及び利用に資する」ということで、国が保管をする。前の国立公文書館のところの1ページ目の文書を読むと、3のところ「国の行政に関する公文書」ということだったのでございますけれども、この法律によって国が保管をするということですから、司法・立法・行政というすべての分野に関する公文書が対象になったわけでございます。

それから、公文書の保存等についての役割分担でございますけれども、これはすべての機関が入るわけでございますけれども、内閣総理大臣と国の機関、一番いいのは各省庁でございますが、それが協議して定めると。これは平成13年でございますと、閣議決定で必要な措置、移管の基準が定められているわけでございます。

それから、実際にそういう移管の基準に基づいて、5.の黒ボツの2番目で、その移管基準に基づいて移管をする場合には、公文書を持っている国の機関、それぞれの各省庁との合意によって、その移管を受けるといふか、国立公文書館の方に移管をするということなんです。こういう合意というの、先ほど館長からお話があったように、合意がなければ各省から移管を受けることができないというような形になっているわけでございます。

それから、4ページ目でございますが「国立公文書館の独立行政法人化」という時期でございますが、これは平成13年に国立公文書館が独立行政法人になったわけでございます。従来総理府の附属機関であったわけでございますけれども、これによって独立行政法人となったわけでございます。そのために、基本的には内閣府の長たる内閣総理大臣がいろいろな公文書制度の企画・立案を行って、そして国立公文書館が実際の移管等々の実施業務をするという形の役割分担になったわけでございます。

それから、平成13年11月でございますけれども、近現代における我が国とアジア近隣諸国との歴史資料について、保存、公開を行いますアジア歴史資料センターが開設をされております。国立公文書館、あるいは外交史料館、防衛庁防衛研究所図書館の所蔵するアジア関係の資料を電子化をして、現在、インターネットで提供をしております。

5ページ目でございますが、情報公開法との関係でございます。平成13年4月に情報公開法が施行されたわけございまして、これについて行政文書の管理についての規定が幾つかございます。

1つが、37条の「行政機関の長は行政文書を適正に管理するものとする。」それぞれ行政機関ごとに行政文書というのは管理されるんだということでございます。

それから、これも同じでございますが、行政機関の長は行政文書の管理に関する定めというものを設けますということでございます。

移管との関係でございますが、3.の2番目のボツでございますが、「保存機関...が満了した行政文書」、それなりの重要書類は大体30年でございますが、そういう行政文書については、国立公文書館法の規定によって、内閣総理大臣に移管することとするものを除き、廃棄するものとするというような形で文書管理という規定がなされているわけでございます。

これが全体の沿革で、ちょっと入り込んでおって、私も説明がうまくできませんで恐縮でございますが、それで国立公文書館制度の今の全体像がどうなっているのかということが6ページに書いてあるわけでございます。

先ほども独立行政法人のところで御説明申し上げましたけれども、まずは公文書制度というものについては、内閣府が制度官庁、監督官庁という形で、公文書館制度の企画・立案、あるいは移管基準等の策定ですとか、移管計画の決定とかを行っているわけございまして、国立公文書館は独立行政法人として、「公文書等の保存・利用」、それから「情報収集・整理・提供」「調査研究」ということでございます。

他の国の機関との関係でございますが、立法府、司法府、行政府、これについて、制度設計については、それぞれ内閣府が協議を行うわけでございます。移管計画等ということでございます。

先ほどもございましたが、立法府、司法府の間では、移管についての協議というものができてございません。

右の方で地方公共団体でございますが、これは知事部局、これは例えば県史の編纂ですとか、教育委員会、これは古文書を持っている場合でございますけれども、それぞれの地方が公文書館を持っています。これについては、内閣府としていろいろ指導・助言をいたしますが、国立公文書館としては、実際の地方公文書館の職員の方に対して研修や技術的な助言を行うという仕組みでございます。

国民に対する供用というところでは、左の下の方に書いてございますが、公文書等の利用については、国立公文書館がこれを直接行っております。

それから、国際的なICAについても、国立公文書館の方で参画をいただいているということです。

7ページ目が「国立公文書館の組織と機能」でございますが、よく御存じの話でございますので、利用のところだけ申し上げたいと思っておりますが、国立公文書館の13年度の利用者総数、約23,000人でございます。閲覧の関係で言いますと、閲覧をされた方は約5,000人、閲覧冊数としては7万冊がその閲覧の対象になってございます。複写をした数は2

8万コマになっているわけでございます。

公文書館としていろいろな展示会もやり、年2回の企画展等々の入場者でございますが、年間約9,300人の方が展示会に入場してございます。

それから、アジア歴史資料センターの方でございますが、実際に活動したのが13年12月からでございますので、13年12月から15年4月までのアクセス数、インターネットで情報提供してございますので、アクセス数でございますが、トータルで20万9,000件を超えるアクセスが今までございました。

それから、公文書館制度の地方との関係でございますが、8ページでございます。

全体で47都道府県のうち、県の公文書館がございましてのは28でございます。一番最初にできたのが、ここに書いてございます山口県の文書館でございますが、昭和34年に開館してございます。政令指定都市は13のうち7でございまして、川崎、名古屋、大阪、神戸、広島、北九州、福岡だけでございます。

市区町村で公文書館を設けているのは、全国で11でございます。先ほど久喜の話が出ましたけれども、藤沢、尼崎、八潮、沖縄の北谷町、久喜、牧村、松本、愛媛の城川町、守山、東京都23区で設けているのは板橋区。それから本渡、これは天草アーカイブということでございます。これが地方公共団体の現状でございます。

9ページ以下から諸外国の公文書制度等の現状でございます。目で見てもわかりになるように、公文書館の規模の大きさを職員数で表してございます。日本の大きさを1とすると、アメリカがこの程度の大きさになるということでございます。日本は1971年に公文書館が出ていますが、アメリカは1934年、韓国は1969年、中国は1925年、イギリスが1838年、フランスは1790年、オーストラリアは1983年でございます。

各国の現状でございますが、10ページでございます。非常に密な情報が入ってございますが、日本、米国、イギリス、フランス、オーストラリア、中国、韓国というふうな形で例示してございます。職員数を見ていただきますと、日本が42で、先ほどの絵と同じでございますけれども、米国でございますと、ワシントン地区だけで1,158名、イギリスですと、キューにある本館ですと451名、フランスは国立公文書館で432名、韓国はテジョン(大田)にあるわけでございますけれども、職員数131名、中国は北京が中心でございますが、182名、あるいはそれぞれの地方での職員数ということでございます。

専門職の方、これはなかなかカウントするのは難しいんでございますけれども、わかる範囲内で日本が8名程度、フランスですと76名、韓国ですと44名というようなことございます。

資格制度があるのは、アメリカ、イギリス、中国。それから中間書庫を持つ、半現用の書類を保管をするという意味での中間書庫を持つのがアメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア。

それから、所蔵の資料を書庫の長さで表しているわけですが、日本ですと46キロ、米国ですと693キロ、イギリスで174キロ、フランスで334キロ、オーストラリアで366キロは、中国は1,360万点、多分、日本よりあるのではないかと思います。中国はそもそも中華人民共和国になったときに公文書を残すというのは、国家文化事業であるとして力を入れて進めております。

韓国も、点数としては105万点でございます。

あとは少し議論が出ました公文書の関係でございますと、公文書の記録管理法があるのがアメリカ、イギリス、フランス、中国、韓国という形でございます。

最後、第4番目のところの課題でございます。11ページでございますが、最初に公文書館の移管の実績でございます。館長からお話がございましたけれども、今、日本の公文書は40万冊程度でございます、移管実績については、省庁によってばらつきがあります。これは資料集の63ページを見ていただけますでしょうか。ざっと見ていただきますと、左に各省庁が書いてあって、右に今までの総合計がございます。冊数が2けたの省庁もあるかと思えます。それから、先ほどもございましたけれども、冊数があつたとしても、これが許認可の個別案件がその大半を占めているということもございまして、従来から質・量ともにばらつきがあつたわけでございます。

平成13年に閣議決定で情報公開法等もございまして、移管基準について各省庁と定めを設けたわけですが、その後の状況につきましても、やはり平成13年、14年を見ても、移管実績は上がっていないというのが実情でございます。実際新しいシステムですと、省庁再編による混乱ということも頭に置いて、13年度での移管計画は、実際は14年度に受け入れているわけですが、特別に追加移管申出のあつた閉鎖機関関係の資料を除けば、1,000冊程度、かつてであれば1万冊程度の移管はあつたわけですが、14年度移管計画で、15年度に受け入れをする冊数も8,000冊程度にとどまっているということでございまして、移管については質・量ともに十分ではないという状況でございます。

12ページ、移管と文書管理の問題でございます。諸外国について、アメリカのNARA、国立公文書記録管理局の方では、文書の作成・保管・最終処分の管理全体を統括をしているわけですが、各省庁の文書を廃棄するにあたって、このNARAの長官の承認

が必要だという仕組みを取ってございます。

韓国も政府記録保存所という官公庁が文書管理を統括・調整をしております、文書の分類についての基準について、ここで決めているということでございまして、移管対象文書もこの政府記録保存所の方で指定できるという仕組みになってございます。

これに比べて日本でございますけれども、文書の作成・保存・廃棄・移管については、先ほども現状のところ申し述べましたけれども、各省個別の規程に基づいて定めることができることになっているわけでございまして、それから移管についても、各大臣についての合意が必要だということで、各国との取り組み、公文書についてのシステムについては、日本の現状については各省ばらばらということと、それから移管については合意が前提だということでございます。

それから、公文書館の体制と組織でございますけれども、これは先ほど言いましたとおり、職員数は国で42名、都道府県の方は職員数全部合わせても506名でございまして、専門職員もこのようなレベルにとどまっているわけでございます。片やアメリカのNARAでございますが、先ほど言いましたとおり、職員数トータルでは2,500名、専門職員も400名以上ということでございます。これは先ほどの各国の比較表をもう一度見ていただければ、10ページでございますが、人的基盤の立ち後れというのがございます。

それから、専門の方の状況でございますけれども、今、国立公文書館での研修制度というのは、実際に働いておられる国・地方公共団体の方の研修をして、職員の方を対象に研修を実施してございまして、1週間で、年間20名程度、あと4週間の研修コースで、これは論文まで提出いただくなかなか厳しいものでございますけれども、年間20名程度でございます。

それから、各省庁の文書担当官の方についても、やはり移管というものを十分理解していただくための、3日間の研修というものをしております。

それから、人材育成という点でございますが、日本では高等教育機関での人材育成というのはごく一部。ごく一部というのはどういうことかと申し上げますと、大体カリキュラムで2、3科目、文書管理についての講座を持っておられるのは学習院大学大学院、東京大学大学院、それから駿河台大学大学院くらいでございます。

片やアメリカの専門職員の養成については、全国30の大学院で、アーカイブズ専門のプログラムというカリキュラムが統一されてございまして、ここで専門職員が養成され、UCLAですとかミシガン大学。

それから、資格認定制度もございまして、アメリカン・アーキビスト・アカデミー、A

CAと言われるところで資格認定をしております。その意味では、我が国でも専門知識の体系化、これはカリキュラムとか講座ということでございますが、それに基づく大学院での人材育成、大学院から始まる人材育成のシステムが必要ではないかということでございます。

それから「デジタル・アーカイブへの対応」ということで、15ページでございますけれども、国立公文書館の今の状況は所蔵の資料の目録をインターネットの上で提供しているということでございます。実際の資料の閲覧は館内という状況でございます。

アジア歴史資料センターについては、インターネット閲覧というもの、これはまだすべての資料がインターネット閲覧できるわけございませんけれども、着実に少しずつその資料を集めているところでございます。この下の方に書いてございますが、今年、夏目漱石で話題になりましたけれども、イギリスではインターネット閲覧を既に始めてございまして、過去の国勢調査の個人票をオープンにしたわけでございます。ここで夏目漱石がロンドンで暮らしていた資料がオープンになったわけでございますが、各国でも取り組みが進んでございます。日本でも資料の早期の電子化、あるいは使いやすい検索システム等の確立等々の課題を持って、できるだけ本格的な実施が急がれるかと思っております。

最後に「我が国公文書館制度の抱える課題」として、公文書のデジタル化への対応でございます。電子文書の真正性・原本性というものをどういうふうに証明していくのか。あるいは電子文書の移管・保存・利用をどういうふうにしていくのかということでございます。ただ、法律的には一部電子文書について、役所に申請があったときの、その申請書類等々について、原本だとする規定までは多分法律上あるかと思えますけれども、そういうものを移管した場合、何が原本ですとかいうことについては、まだ法律的にも決められていないと思っております。そういうところについてのルール化というものは必要ではないかということ。

それから、いずれにしても、デジタルはまだ長期保存に耐えるというデジタル技術というのは、まだ確立をされていないわけでございます。どうしても特定のマシンに依存をしてしまうという意味での電子文書の脆弱性の問題があるわけでございます。

下にオーストラリアの例を書いてございますけれども、ダークス(DIRKS)と言われる電子文書を含めた文書管理システムというのをオーストラリアは構築をしたわけでございますが、そのときに電子文書というものが長期にわたって果たしてステーブルかどうかということでは、脆弱なわけでございます。違うものに移せるのかとかいう問題もございまして、そういう観点も含めて「電子文書の脆弱性に鑑み、移管対象文書を作成段階で選別す

るシステムを採用」したわけでございます。ここで出てくる課題というのは、その四角の中の2番目に書いてございます、電子文書、紙文書というものを分けて考えずに、トータルで考えた公文書制度のシステムというものを考える必要があるんじゃないかということを示唆していると思っております。

長くなって済みません。以上でございます。

高山座長 ありがとうございます。それでは、これから各委員の意見の交換に本格的に入りたいと思いますが、まず、今、資料4に基づいて御説明をいただきました「公文書館制度の現状と課題」についての御質問などから入っていければありがたいと思いますが、いかがでございましょうか。相当に歴史的な展開から各側面にわたって、将来動向にまで及ぶ広範な御説明がありましたので、大変な問題があるなという中で、特に御関心があるもの、あるいはここをもうちょっと説明してもらえないだろうか等々の問題がございましたら、どうぞ御自由に。これからは時間の制約はしばらくなく、研究会本来のスタイルでまいりたいと思います。

後藤委員 情報公開法の施行政令と合わせて、各省庁の文書管理方策に関するガイドライン、そのようなものがほぼ同時に申し合わせ、連絡会議で決定したと。それは今はばらばらだ、それが機能していないと。

菊池館長 一応申し合わせをして、将来に向けての文書管理というのは多分そういう形でされていくんだと思うんです。階層構造によるツリー方式によってという形とか、閣議決定文書であれば30年間というような原則で、ただ、それが実際に働いてくるのはこれから30年とか10年とか5年とかと。今、問題になっているのは、今の移管というのは過去の既往文書についての移管という形になりますから、そういうような意味で言うと、なかなかその形で、今までいきますと、過去の実態に応じてという形と、それからなはだしいところになりますと、今までそういう形の区分管理もしてなかったから、管理していたのかもしれませんが、そういう口実にしているのかもしれませんが、情報公開法が施行された平成13年4月1日をもって文書ファイルをつくったという形にして、それから新たに文書の保存期間を算定しますよというところ出てきてしまうという形にして、実際問題としては、なかなか新しい体制への移行というのができていないということもあります。

それから、平成13年1月6日に行われた省庁再編の方が先にあったんですが、庁舎が移転するとかということで、身軽になって引越しましようということで、過去ずっと長いこと地下の書庫などに入っていた文書が、あるとき移転に伴って、なくなりましたとか、何かということがあって、文書管理ファイル簿で見ますと、従来の文書管理台帳で見ると



あるはずなものが、どうしてもないんですというような、ある意味で言うと大変残念な、恥ずかしいような実態も必ずしも否定できないという状況。

一応ガイドラインというのはつくったんです。ただ、これはある意味で言うと各省庁定形的な閣議決定や政令、省令の制定とか、大臣決裁のものとかという形で定めていますけれども、各省庁において、そもそもどういふものを大臣決裁にするのかどうかということも必ずしも一律ではございません。というのは、専決規定、いわゆる役所ですと、だれが決裁権を持つかということの決裁権限の割振りとか、文書管理というのがかなりリンクしている部分がございますから、一応想定上の形でのガイドラインは設けても、実際に各省庁でその形でやられているとは限りません。また、いかなる文書が歴史的に大事なものかどうかというのは、やっている人たちにとってみると必ずしもわかっているわけではないんです。その辺のところの問題が歴史的に重要だと。保存期間1年の文書だから必ずしも重要じゃないとは言いきれない。かと言って、永年保存のものがすべて大事かということも必ずしもそうでもない。

高山座長 なかなかその辺のところは難しい問題だと思うんですが、今、御質問の中にありましたように、1つは、保存されている文書をどのように国立公文書館に移管していただいて、きちんと国の1つの情報資源という形で保存していただくということと、現在、次々と起案されてくる文書の管理をどうするか。この2つの大きな流れの問題があると思うんですが、これを一緒にしますと混乱をいたしかねません。しかし、今回の勉強会では両方とも同じウェイトを持って取り上げていくということになるんでございましょうか。

宮城課長 基本的には移管のところは重要なポイントと思うんですが、短期的に移管の問題も考えるべきところと、中長期で制度論の話になってきて、例えば各国の文書管理とか移管のところも、そこからすべて、フローの話から始まってストックの話にいつていまずので、そこの話を逃げるわけにはいかない。でも、最初からそういう制度面に入ってしまうと、なかなかハードなところがありますので、当面移管のところから入って文書管理ということも含めて、全部やるということにしております。

高山座長 現状を共通認識として持つということから入っていきたいと考えておりますが、そんなことで後藤委員、よろしゅうございますでしょうか。

ほかに御質問、御意見はいかがですか。

小谷委員 非常に原始的な質問なんですけれども、各省で保存期限が来てしまった、移管していいよという書類は膨大な量にわたると思うんです。それで今、職員の方が42名、臨時を入れて100ちょっとで、これは一体将来残すに値するか、値しないのかという判断

をどのくらいの人数の方でやっておられるのか。それで間に合うんだろうか。それを無批判にしまっておいたら、それこそ紙の山になってしまって、公文書館を幾ら建て増しても間に合わないんじゃないという気がするんです。その辺はいかがなものでしょうか。

菊池館長 実態からいいますと、こちらで処理し切れないほど来るということがまずないです。

それと、従来は永年保存という概念がありまして、永年保存というのはどういうものかなという、個人の権利に関わるような資格創設の免許証とか許可証。看護婦の免状を出したという記録が膨大に厚生省から来ているというのがあるんです。そういうものというのは本当に歴史的に重要なのか。中にナイチンゲールのあれがあれば大事かもしれないねという話はあるんですけども、個人の看護婦さんの免状が大事かねというのが片方でございます。そういうものが厚生労働省辺りから移管されてくることがあるわけです。これは結局、ある意味で言うと永年保存で捨てるわけにはいかない。公文書館を倉庫代わりにしてしまおうじゃないかという感じのものがなかったわけではありません。

そういうものよりももっと政策の跡付けになる保健婦・助産婦・看護婦法、こういうものの改正の経緯みたいなものがきちっと跡付けられるような立法の経緯だとか、政令だとか省令だとか、そういうものだったら喜んで受けましょうというのが今のスタンスですし、私どももそうなんです。

しかし、一方では、先ほどもお話がありましたように、個人の権利だとか利益みたいなものについても役立つようなような公文書館ということになると、夏目漱石の1901年のイギリスの国勢調査の個別調査票が出てきてもいいじゃないかという式だと、自分のおばあさんが看護婦免状をもらっていたみたいだけれども、見せてもらえないかという話が当然出てくる。そういうものに応えと、公文書館というのももっと国民に密接な、あるいは国民に利用されるという形になるのかもしれない。

今、例えば恩給とか賞勲局の栄典の授与に関わるような審査記録みたいなものも公文書館の中に入っていますが、今のところはみんなそれは個人情報だと、本籍だとか家族関係だとか、戸籍だとか、あるいは場合によると賞罰だとかというようなことまで、古いものだと、平民だとか士族だとか、その式のものまで書いてあるものがありますから、そういうものというのは、どちらかという、個人情報の部分に属するというので、いまだにそういう部分については原則公開していないんです。

そういうものについて、仮に公開したとすると、うちのじいさんは恩給もらっていたよとか、あるいは勲章をもらっていたけれども、どういう功績で勲章をもらったのかね。ひ

いじいさんはどういうことをやったから勲章をもらったのかということが仮に見られるようになったら、もうちょっと公文書館で自分のルーツ探しだとか、何かしようじゃないかという感じが出てくるのかもしれませんが。ただ、そこまで今のところ個人情報というのはやっていませんし、個人情報保護法の帰趨もきちっとしないと、なかなかその部分については、片や情報公開、公文書館の情報資源をできるだけ広く利用していただくというのがある反面、片や個人情報をどういう形で守っていくのか。保護していくのかという両面が実は公文書館でもあるわけでございます。そこをどうすべきかというのはまさに難しいところですよ。

高山座長 おっしゃるように、文書は保存しなければいけない。すべてそれを国立公文書館の方に移管されてしまいますと、本当に巨大な公文書館が存在しないと対応できないということなんですが、これは何でもかんでも国立公文書館で保存をしていくということにはならないんだろうと思うんです。それぞれの行政省庁にアーカイブズがあって、国立公文書館があって、更には都道府県などにもアーカイブズや文書保存庫があって、それぞれのところで持たれているものが性格が多少違っている。日本国中、あるいは世界にわたって公文書としてのネットワークみたいなものができ上がって行って、その中で国立公文書館としては、これだけのものは国立公文書館の方へ入れておいてください。これはそれぞれの行政官庁のアーカイブズでお持ちください。これは自治体のアーカイブズでお持ちくださいというような振り分けができていくのかというふうに考えておりますが、そうでないとこれは国立公文書館が際限なく大きくなっていかないと対応できないことになっていくかと思えます。

宮城課長 御説明だけでございます。今のお話を聞いていて、今の情報公開法の規定ですと、そもそも公文書というのは、ある年限が経てば廃棄をするということにまずなっていて、ただし、歴史上重要なものについては、国立公文書館に移管をしましょうというふうになっていますので、国立公文書館がすべての文書を引き受けるという仕組みにはなっていないわけでございます。

では、それは一体具体的にどういうことかというのがもう一つイメージがわからないと思えますので、資料集の11ページを見ていただけますでしょうか。

これは横書きになっていますが、歴史資料として重要な公文書として内閣総理大臣に移管することが適当な行政文書についての基本的な考え方ということでございまして、左のところにあるのが行政文書の管理方法に関するガイドラインに基づきます行政文書の区分でございます。多分、一番わかりやすいのは、真ん中の例を見ると、保存期間が30年くら

いというのは重要な書類なんですからけれども、条約、国際約束の決裁文書、法律の決裁文書、特殊法人の設立・廃止の決裁文書、閣議等に係る文書だと考えて結構だと思います。こういうものが重要なものとして国立公文書館に移管をされるべきものであります。いろいろな政府として閣僚会議ですとか、政務次官会議、事務次官会議とか、いろいろな意思決定のための会議がございます。そのための決裁文書等ですとか、いろいろな政省令とか、そういうものがございますので、それについても移管をする。

次のページでは、政府がいろいろな審議会をやっていますが、それについての答申、建議、意見。

それから法令がありますね。役所はいろいろな行政指導で解釈とか運用基準というのを定めていますね。その決裁文書、許認可の基準とか、実際の具体的な行政を処分をするための基準とか、こういう書類を公文書館は歴史資料として重要な公文書という形で受け入れるということでございまして、基本的に役人が日々書いている文書というものではなくて、何がしか意思決定に関わる決裁に関わる文書が主として公文書館の方に移管をされるという仕組みになっているということでございますが、これがなかなかうまく移管をされていないということでございます。

加賀美委員 この保存期間30年とか10年とか5年とかというのは、これはアバウトなんですか、それともきちっと決まっているんですか。

宮城課長 基本的には各省できちっと決まっています。

加賀美委員 5年とか10年とか、どういう意味があるのか。その意味もきちんと総括してもよいのではないのでしょうか？

高山座長 例えば税法上でこれは何年間というような立法的な根拠があってつくられているものもありますし、30年、更にはもっと長いというものもあるわけなんですけれども、これは30年をワンジェネレーションというような感じで国際的にもこういう長さというのが決められているようです。

宮城課長 それは先ほどの現状と課題の資料の10ページに、これは全部じゃないですが、例えば「移管期限」というのがございますけれども、例えば日本が30年ですと米国は25年、最大限ですけれども、イギリスは30年、国際的にも重要書類についてはそんなイメージです。重要書類は30年は持っていないさいということでございます。

三宅委員 これは情報公開法の施行令ができたときに、大体保存年限を決めましたでしょう。それと対応しているんですか。

宮城課長 対応してございます。6区分に沿ってつくられています。

三宅委員 3年の後に1年保存と1年未満というのがありますね。それは多分、これだと1年保存と1年未満のものはほとんど移管の対象にならないということですね。実は本当はそこにも重要なものがあるんでしょうね。

加藤委員 この研究会の射程という感じのところで気になったのは、行政情報公開法の37条が平成13年4月にできるころというのは、ちょうど国立公文書館も独立行政法人になる同じ時期ですね。ですから、この37条が内閣府を通じて各省に公文書館が請求するというので、恐らくここがネックになるだろうというのは、関係者にわかっていたはずですね。そうすると、今、お読みくださいました各府省庁文書課長等申し合わせというのも平成13年3月30日にできていまして、恐らく各省が、ちょっと秘密だというものとか、これはお手元に置きたいということで、公文書館に持っていかれては困るという駆け引きの文書がこれだと思うんですが、今の一番のボトルネックになっているのは、例えば9ページの(3)の国立公文書館長の意見を聴いて、同館において保存することが適当なものを移管するとか、これは意見を聴いて、総理大臣を通じてというような部分が、事実上、公文書館側の余りの忙しさと、総理大臣の余りの忙しさとかで飛んでいるということなんでしょう。それとも、もっと別に理由がある問題なんでしょうか。

菊池館長 これは各省庁の方から移管についての申し出があることを前提にしている、それでそういうことを言ってきているけれども、これについては公文書館で移管を受けて保存するに値すると考えますかということで、公文書館の方の意見を総理大臣を通して聴かれるという形の仕組みだったんですが、実際は各省庁から移管についての申し出というのが今のところ、本当に数が少ない状況でございます。

そこで、今どういう形になっているかということ、全く逆転なんです、各省庁が文書管理ファイル簿というものを持っていて、来年保存期限が来るもの、それはどのようなものがありますか。その文書ファイルを出してくださいという形で、1年先にそういう作業をやっていますから、そこでこれは移管の申し出がないけれども、これは当然保存期限が満了したら、公文書館に移管してくださいよという下調整をすることをやります。話が成立すれば、向こうから移管の申し出をしてもらってもいいんですが、そのときに、内閣府の方から私どもの方に、ほかに何か移管が適当と考えるものが、公文書館として必要だと考えるものがありますかということで、総理大臣からお尋ねがある。それについては、これはこういうものが必要だと考えるけれども、折衝できないかという形のことをやって、逆にこちらから打ち返すという形のものがあるんです。実際にどれを移管のターゲットにしようかということと言うと、件名簿だけから見ても、必ずしもわからないんです。実際

に各省の書庫に行ったりして、名前は立派だけれども、ファイルの中に紙が1枚しか入っていないというのが往々にしてあるということ、専門官から報告を受けています。

加藤委員 ということは我々が頑張っ、どうにかこの辺りの申し合わせや、閣議決定自体についてどうしても、例えば国立公文書館の側が、発議できるような形とか、そこまで頑張ろうみたくなれば変わる可能性はあるんですか。

高山座長 基本的なことだと思っんです。変わる可能性があるとっ思います。

江利川大臣官房長 今の資料の6ページからですが、情報公開法ができ、それから公文書館が独立行政法人になるというときに、6ページの閣議決定をして、大枠を決めました。次の7ページの関係各省庁の官房長等の申し合わせで、もう少し細部のことを決めております。この中では、1.(4)で、各省庁の判断で移管される文書のほかに、内閣総理大臣が公文書館において保存することが適当であると認めるものについては、各行政機関と協議をして合意をしたものは移管できると規定されています。また、9ページ以下の文書課長等の申し合わせですが、先ほど御指摘のありました9ページの(3)の次に、10ページに(4)というのがありますが、国立公文書館の意見を聞いて公文書館で保存することが適当であると認められるものについて移管の可否を協議をするということが書かれています。

こういうことを議論するためには、公文書館に全省庁の公文書がどうなっているのかとか、判断する情報が集まらなければいけないとか、あるいはそれを判断する体制ができなきゃいけないとかなるわけですが、そこが必ずしも十分でない。申し合わせの内容がどんなふうになれば実体的に機能するようになるんだらうか。あるいはこの申し合わせが不十分でこういう修正が要るのではないだらうか。そういうことも含めて御議論いただければありがたいなと思っます。

山田委員 今の関係で、今の制度ですと、内閣総理大臣の役割というのは極めて重いということになるわけですが、勿論、内閣総理大臣がそんなことをなさるわけじゃないわけで、実際には恐らく官房の企画調整課でなさっているんだらうと思っんですけれども、企画調整課の方で、伺いにくいと言えれば伺いにくいんですが、企画調整課としては、一体現在どういう体制で取り組んでいらっしゃるのか。実際に企画調整課の方で十分なりソースがあって、それでおやりになれば別に何も公文書館が直接なさらなくてもそれで済む話ということになるわけですが、そこら辺はどうなっているんでしらうか。

江利川大臣官房長 担当課長としては答えにくいと思っんですが、体制をつくっていないのは私どもの責任でもあるんですが、そういう体制はできておりません。

各省庁においても文書の管理については、省庁再編前は、官房総務課、官房文書課というのがありまして、そこで文書管理規定をつくって、文書を管理・保存をする。永久保存も一定の期間が来たら、公文書館に移すとなっているはずなんです。でも、多分、文書課長は文書管理規定を読んでないでしょうし、時間が経つにつれてそのルールがあいまいになってしまう。13年3月に、ひさしぶりに各省庁と議論をして、文書移管のルールをまとめたのですが、残念ながら組織全体に浸透してなくて、動いていないようです。

内閣府自身も文書管理を担当する部局はあるんですが、内閣府自身の文書の管理で精一杯という状態です。省庁全体の文書管理のところまで目配りができていないという状態です。

高山座長 今の山田委員からの御質問、それから先ほどの加藤委員からの御指摘、非常に基本的なものだと私は思います。企画調整課の方で、あるいは国立公文書館の方で、どんなにすばらしい体制ができて、やはり原局になっているところから、それぞれの関係する官の世界全体で少しずつ公文書そのものの在り方に関する基礎的な知識というか常識みたいなものが高まっていかないとどうしようもないと思うんです。

公文書館だけではないんですけれども、文書類の、あるいは出版物を含めて広く、記録されているもの。映像も音もあります。そういったものの蓄積、保存体制が非常に日本では貧弱で、その理由がどこにあるんだろうかということを考えていくと、何となく文化の違いということへ逃げ込みたくなるんです。しかし、それで片づけたんでは、我々の責任が果たせないわけですから、そういうところへ逃げ込まないで、少しでもきちんとした管理体制に近づくような仕掛けを、非常に小さなものであっても、1つずつ積み上げていくよりしようがないんじゃないかというふうに考えています。そんなことで、今、御指摘いただいた問題は大変基本的だと思います。

しかし、そうは言っても、やはり今度は逆に内閣府として、あるいは国立公文書館として、少しでもたくさんものをきちんと自分たちの管轄の下へ置いて管理できる体制を作ることに御努力いただくということは必要なんだろうと思っております。

ほかに何か御指摘いただくことがございますでしょうか。

三宅委員 先ほどの個人情報の関係なんですけれども、都道府県とか自治体の情報公開制度も運用のかなりの部分は自分の情報とか、自分の親族関係、先祖のというか、親の情報を自分の情報として扱うような形で請求している件数がかなり多いです。今の情報公開法の運用実態を見ていると、本人情報の開示請求をして、これは情報公開法だからだめですよということではねられていますけれども、今後出てくるのは、恐らく行政機関個人情報

報保護法と、独立行政法人の個人情報保護法がもう恐らく成立しますから、そうすると、国立公文書館の方に先ほどのお話ではありませんけれども、まさにお父さんの代とか、おじいさんの代のルーツをたどるための個人情報の開示請求というのは起きてくると思うんです。多分、そういうものには対応しなければいけなくなるとすると、歴史文書なのか、たまたま厚生省にあったものがこっちにあるとすると、それも法律の対象になるのか。いずれにせよ、個人情報を避けて制度づくりするということは、国民のニーズからすると、かなりの部分をカットしてしまうことになると思うので、いやがおうにも個人情報についての対応というのも考えていかざるを得ないんじゃないかなという、請求のニーズからすると出てくるんじゃないかと思います。ただ、これはなかなか先ほどのお話で、看護婦さんの名簿とか何とかというのが本当に歴史文書として貴重な文書として対応すべきものなのかということになると、これはレベルの差があると思いますから、どういうふうに対応していいのかわかりませんが、一応考えざるを得ない状況になるんじゃないかなという気がしますので、本当に国にとって重要な個人情報もあれば、そうではない個人情報もありますので、その辺セレクトする必要があるかもしれませんが、個人情報の取り扱いを全く除いて検討するというわけにはいかないんじゃないかなという気がちょっとしているんです。まだ、余り考えがまとまっていませんけれども。

高山座長 これについて何かコメントしていただくことはございますか。

菊池館長 情報公開法で言いますと、公文書館の中に入っている歴史公文書というのは、情報公開法そのものの適用からは適用除外という形になっています。本来、閲覧など一般の利用に供することが公文書館の目的ですから、保存文書については、開示請求という形ではなくて、閲覧申請という形での取扱いによって極力閲覧していただくという形になっていますけれども、部分的にはマスキングしたり袋かけしたりしなきゃならないというものもあります。今度個人情報の公開というものがアウトライトになってくると、その場合に、直系親族だったらいいのかとか、傍系の場合はどうするのかとか、姻族の場合どうするかというような形の、開示する対象の選定などというのも、一方的に公文書館だけでは決めるわけにもいかないということになります。

自己情報開示権みたいなものとの兼ね合いと言いますか、これとの見合いみたいな形、その辺のところをよく見てやらないといけないことだと思いますけれども、そういうことについても、検討をしていかなければいけないことになるんだろうなと。個人情報だから一切だめですという形にはならないし、そういうことであるならば、何で公文書館で持っているという話になります。



加賀美委員 実際短い期間ですし、どういう議論をしていくことになるのでしょうか。

高山座長 基本的にはこれは先ほどの冒頭に今後のスケジュールのところでお話しが出ておりました問題に収斂させていくということになると思うんです。今、御議論いただいておりますのに、あえてこちらで何の交通整理もせずにやっておりますのは、どれだけいろんなサイドの問題が出てくるかということで、今日はあえて一切の焦点を絞るということとはせずに進めていきたいと考えてまいりました。

しかし、これは今後はまず専門的な人材の養成、情報技術の活用、それから地方との連携、この辺の問題が中心的な問題になってくるといふふうに理解しておりますが、事務局の方はいかがでございますか。

宮城課長 今日の御議論でもそうですが、制度論の話と現状の話と一緒にしていくと、なかなか解が出ないものですから、7月くらいまでのタイミングですと、やはり制度論に踏み込まずに現状の制度を前提として、もう少し人材の育成ですとか、あるいは公文書館として情報技術を活用してできることとかについて、例えば次回ですと、多分人材の方を中心に、もう少し細かい議論を御説明申し上げて、皆様方から改善の方策について御議論いただくというようなことを考えてございます。その中で制度論の話がどうしても出てくるんだと思いますが、それについては当面取り組むべき課題が終わりました後に、今度は移管制度とか、デジタル化への本格的な取り組みをどうするのか、体制整備とか中長期課題について御議論いただくというふうな2段階の形で考えてございます。

高山座長 今、加賀美委員から御指摘がありましたように、短い期間で何かそれなりの結果を出していかなければいけないということがございますので、できるだけ焦点を絞った形で討議を進めたいと考えております。ただ、今日は先ほども申しましたように、最初の顔合わせということと。どれだけ議論が広がるかということであえてやらなかったということがございます。多分、この次からは御案内のときに、こういう議題で討議してほしいということが入ってくると思いますので、そういう心づもりをして御参加いただければありがたいと思っております。

いろんな問題点を御指摘いただいて、本当にありがとうございました。一応予定の時間も大分迫ってきたわけですが、一応この辺で今日の自由な討議は打ち切らせていただきまして、この結果は冒頭でお話をいたしましたように、議事要旨という形でまとめまして、速記録ができ上がり次第、各委員のお手元にお届けし、御照会して、御了解を得たいと考えております。今、ちょうどこれからどうするかという話に入っておりますので、今後の、あるいは次回の日程等について事務局の方から御説明をいただきたいと思ってお

ります。

宮城課長 次回の会合でございますが、各委員からスケジュール表を出していただきました。皆様方お忙しいので、正直申し上げますと、なかなかうまく合う日がないんですが、最大公約数を取りますと、一番多くの委員が御出席できるタイミングというのは6月9日の午後4時からという、誠に申し訳ないんですが、全員のほうが丸ではございませんけれども、最大公約数で見ますと6月9日の午後4時かなと思っております。

第2回目ですと各論に入るわけでございますけれども、今日も御議論が出ました、多分人材面を中心に御議論をいただくことになるのかと思っております。

高山座長 今御説明がございましたように、6月9日ということでやらせていただきたいと思いますが、これは具体的に言いますと、小谷先生の御都合が余りよろしくないということでございますが、設定させていただいてよろしゅうございますか。

小谷委員 はい。

高山座長 恐縮でございます。ひとつよろしく願いいたします。

事務局の方へお伺いいたしますが、6月は1回だけでよろしいのでしょうか。

三宅委員 できれば7月、8月とか、一応事前に予定を、皆さん可能であればあけさせていただければ。

宮城課長 わかりました。7月のスケジュールまで取らせていただいて、それを見て、6月もう一度後半の方に必要かどうか検討させていただきます。これは次回に限らず、できるだけ早く皆様方にフィードバックさせていただきたいと思います。

高山座長 そうということで、次回は6月9日、それ以降もできれば皆さんの御都合がそろうときに日程を調整してまいりたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

ということで、特に何か最後に委員の方々、あるいは事務局の方からございませんか。なければ終了予定時間も近づいてまいりましたので、これで閉めさせていただきたいと存じますが、本日は本当にお忙しいところありがとうございました。次回からもよろしく願いいたします。